

佐久市特別養護老人ホーム 入所説明書

1 入所対象者

満65歳以上で、要介護3以上の介護認定を受け、常時介護を必要とし、在宅での介護を受けることが困難な方です。

また、満65歳未満の方については、満40歳以上で特定疾病に該当し、かつ、要介護3以上の介護認定を受け、常時介護を必要とし、在宅での介護を受けることが困難な方です。

2 入所申込にあたって

入所希望者及び家族の状況把握を行うため、「同意書」により同意を得て、情報を収集します。

入所申込書に記載した項目に重大な変更があった場合、また、入所希望者が死亡又は他の施設に入所する等により入所申込みを辞退する場合は、速やかに報告していただきます。

3 入所者の選定方法

(1) 市民優先について

特別養護老人ホームは、地域福祉に深く関わっており、また近隣社会との交流の中で経営することから、地域性を考慮する必要があります。

現在、市内には多くの入所希望者がいることから、この間は、原則として市民を優先し入所させるものとします。

(2) 入所者の選定について

必要性の高い方から優先的に入所していただくため、申込み受理後、入所検討委員会において入所者優先順位を決定します。決定に関しては、透明性・公平性を確保するため以下の基準で評価し、点数化します。

☆ 要介護度

要介護度の高い方は、介護の必要性・困難性が高いことから、要介護度の高い方を優先します。

☆ 認知症高齢者の日常生活自立度

日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護の必要性が高い方を優先します。

☆ 介護者の状況

介護者がいない方や、介護者による介護が困難な方を優先します。

☆ 居宅サービス等利用率

介護が必要な方ほど居宅サービス利用率が高いため、居宅サービス利用率が高い方を優先します。

☆ 待期期間

申し込み後の待期期間に応じて点数を加えます。

☆ 特記事項

住宅環境、経済状況、家庭問題等で困難性がある方を優先します。

入所検討委員会は、4ヶ月に1回程度、その他必要に応じて開催し、入所者優先順位を調整します。(よって、優先順位は、入所検討委員会開催ごとに変動します。)

(3) 医療行為等の必要な方の受け入れについて

特別養護老人ホームは医療施設ではないため、入院治療を必要とする方の受け入れはできません。

また、常時医療行為が必要な方は、受け入れができない場合や、人数を制限しなければならない場合があります。(入所者優先順位を調整します。)

4 入所者の決定方法及び入所手続き

入所検討委員会で決定した入所者優先順位の上位者から入所者を決定します。

(認知症専用床等の特性により、順位を変更する場合があります。)

上位者が辞退した場合は、直近の下位の者とし、以下同様の方法で決定します。

虐待・介護放棄等の緊急性が認められる場合や老人福祉法に定める措置委託による場合は、優先順位によらず入所者を決定します。

入所にあたっては、訪問調査により身体状況、入所意思を確認させていただき、「重要事項説明書」により入所条件を説明し、利用契約を締結し、入所していただきます。

5 入所を辞退した場合の取扱い

入所申込者が自己の都合(入院等やむを得ない場合を除く)により辞退した場合は、「辞退届」を提出していただき、入所者優先順位名簿から削除します。

なお、削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて申込み手続きをしていただきます。

6 入所者希望者の調査及び見直し

入所申込みの継続意思並びに入所希望者及び介護者等の状況について、必要に応じて調査を行い、入所者優先順位を見直します。

介護認定の更新等により、介護度の変更があった場合は、介護保険証をご持参ください。また介護度が要介護3未満に変更になった場合は、入所者優先順位名簿から外れます。改めて要介護3以上になった際に順位を戻しますので、介護保険証をご持参ください。(改めて申し込みされる必要はありません)。

連絡先

シルバーランドみつい	0267-66-6800
シルバーランドきしの	0267-64-6635